

# 第 22 期 第 15 回 日高海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月18日(金) 15時00分～15時50分
- 2 開催場所 日高振興局 202会議室
- 3 出席委員
 

大澤晃弘	逢山義幸	佐藤	勝司
中村敬	梶川	安田	司泰
坂本好則	小松伸美	白石	俊
浦川聡	深根英範	山中	
住野張貴	中村義弘		
- 4 欠席委員 神田 勉
- 5 事務局 (日高振興局)
 

水産課長 岸 鉄也	漁業管理係長 松枝直一
主 事 渡部 孝之	主 事 佐々木 真琴
事務局 局長 大谷 美夢	

 (日高海区漁業調整委員会)
- 6 議事事項
  - 議案第1号 海面における共同漁業権の免許申請について(答申)
  - 議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申) 漁業管理課所轄
  - 議案第3号 日高海区漁場計画(第15次定置漁業権)振興局最終案について
  - 議案第4号 日高海区漁業調整委員会公聴会の開催について
- 7 報告事項
  - (1) 第22期第10回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
  - (2) 秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果報告について
- 8 その他
- 9 会議のてん末

事務局長 ただいまから、第22期第15回日高海区漁業調整委員会を開催します。  
はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長 今期、第15回目の当委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、お暑い中ご出席を賜り、誠に有り難うございます。  
また、日高振興局、岸水産課長をはじめ、担当職員の方々には、公務ご多忙にも関わらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
さて、8月も中盤を迎え台風の時期がやってまいりましたが、管内の定置漁業では、本来獲れるはずのトキシラズの漁獲が、漁期当初から振るわなかったものの、なんとか先月末をもって、特に大きな事故もなく無事に春の漁を終えてましたが、その春定置31ヶ統における漁獲状況としましては、漁獲量が約4千4百トン、金額で7億3千万円となり、前年と比較しますと、漁獲量が

70%と前年を下回りましたが、その他魚種の価格などの支えもあり、金額では前年をкаろうじて上回る104%となりました。

また、平年の5ヶ年平均と比較しましても、漁獲量で124%、漁獲金額で216%と、ともに上回り、全体的には好漁年だったと感じております。

さて、本日は、定置漁業権に係る漁場計画最終案などの議案事項が4件のほか、報告事項が2件となっております。

皆様には、慎重なご審議をお願いしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中14名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規程により、私から指名させていただきます。

本日の署名委員は佐藤委員と山中委員をお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議案第1号海面における共同漁業権の免許申請について、事務局から説明してください。

事務局長

議案第1号海面における共同漁業の免許申請について答申につきましてご説明申し上げます。

資料1-1をご覧ください。

8月2日付けの北海道知事からの諮問文になります。

漁業法第69条第1項の規定による、共同漁業に係る免許申請があったことから、同法第70条の規定により当委員会に諮問があったものです。

今回ご審議いただくのは、令和5年5月31日付け北海道告示第10856号で告示されました、日高海区漁場計画に係る第8次共同漁業の免許申請についてでございます。

2ページ目から8ページ目に、免許申請一覧表が添付されておりますのでご覧願います。

告示された共同漁業権41件の漁場に対し、各1件、計41件の免許申請がありました。

道の審査状況としましては、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請されているとの審査状況となっております。

次に、諮問を受けた当委員会での審議内容につきまして、説明します。

資料1-2をご覧ください。

上から、知事は、漁業法第69条の規定に基づく漁業の免許申請があったときは、法第70条の規定により、海区委員会の意見を聴かなければならないとされております。

これは、免許に当たって、知事が恣意的判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないように、海区委員会にも確認の機会を確保することを趣旨としております。

二段目に参りまして、知事は、法第70条の規定に基づき、免

許の申請が同法第71条第1項の免許をしない場合に該当するか否かに関し諮問し、海区委員会ではこれを審議することとなります。

なお、当該申請が免許をしない場合に該当する旨の意見を知事に対し述べようとするときには、あらかじめ当該申請者に通知し公開による意見の聴取を行うこととなります。

続きまして、法第71条第1項に規定されている免許をしない場合の具体的な内容につきましては、(1)に記載しておりますが、第1号として申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合、第2号として海区漁場計画の内容と異なる申請の場合、第3号として漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、第4号として免許を受けようとする漁場の敷地、水面が、他人の所有や占有に属する場合においてその所有者や占有者の同意がない場合の四項目となっております。

さらに、第1号の適格性の具体的な内容につきましては、(2)に移りまして、1つ目の二重丸は個別漁業権の適格性について規定されており、暴力団員等であることなど四項目ありますが、今回は、共同漁業権の申請となりますので関係はございませんので、2つ目の二重丸に移っていただきまして、第2項の団体漁業権の場合が該当することとなり、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であって、団体漁業権の種類に応じ各号に定める旨規定されており、第1号は類似漁業権として設定された区画漁業権の適格性なので今回関係ございませんが、第2号におきまして、共同漁業権における適格性が規定されており、具体的には、枠内に記載のとおり、その組合員のうち、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業（総トン数20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう）を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上である場合と規定されております。

したがいまして、共同漁業権における申請者の適格性は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部を、組合の地区に含む漁協であること、関係地区の沿岸漁業者世帯の三分の二以上を組合員世帯とする漁協であることの2点ということになります。

本日の海区委員会では、申請者が漁業法第72条の適格性を有する者であるか否かを含め、申請内容が同法第71条第1項の免許をしない場合に該当するか否かについて、ご審議いただくこととなります。

審議に当たりましては、資料1-3として第8次共同漁業権免許申請審査表を添付してございますが、資料の右側半分は、それぞれ審議いただく項目を関係地区の単位で整理しておりますので、当該資料により、上から記載されている漁業権の順番にご審議いただきますが、審査項目の内、真ん中にコメ印を付しております箇所は法第71条第1項第2号の公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合の事項につきましては、北海道からの諮問に申請書の添付はございませんので、資料1-1の免許申請一覧表に記載されている、道で審査状況をもって、あらかじめすべて適としておりますことを、申し添えます。

また、資料1-4に参考として海区漁場計画と漁場図を添付してございますので、適宜、ご覧になりながらご審議いただけます。

よう、よろしくお願ひ致します。  
説明は以上となります。

議長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございますか。

各委員 （ありませんの声）

無ければ、今回申請のありました第8次共同漁業権の申請について審議いたします。

共同漁業権につきましては、3漁協から41件の申請がありますが、同じ組合から、関係地区が同一の漁場について複数の申請がきておりますので、関係地区単位で資料1-3に記載されている順番で連続して審議してまいりますので、ご了承願ひます。

審議に当たりましては、漁業法第71条第1項の免許をしない場合及び第72条第2項の免許の適格性を有しない者について、該当する又は該当しないとはっきり発言願ひます。

それでは、日海共第1号、2号、21号、22号のえりも漁業協同組合からの申請につきまして、該当しますか。

各委員 （該当しません声）

議長 次に、日海共第3号、4号、23号、24号のえりも漁業協同組合からの申請につきまして、該当しますか。

各委員 （該当しません声）

議長 次に、日海共第5号、6号、25号、26号のえりも漁業協同組合からの申請につきまして、該当しますか。

各委員 （該当しません声）

議長 次に、日海共第7号、8号、27号、28号の日高中央漁業協同組合からの申請につきまして、該当しますか。

各委員 （該当しません声）

議長 次に、日海共第9号、10号、29号、30号の日高中央漁業協同組合からの申請につきまして、該当しますか。

各委員 （該当しません声）

議長 次に、日海共第11号、12号、31号、32号の日高中央漁業協同組合からの申請につきまして、該当しますか。

各委員 （該当しません声）

議長 次に、日海共第13号、14号、33号、34号のひだか漁業協同組合からの申請につきまして、該当しますか。

各委員 （該当しません声）

議長 次、日海共第15号、16号、35号、36号のひだか漁業協同組合からの申請につきまして、該当しますか。

各委員 (該当しません声)

議長 次、日海共第17号、18号、37号、38号のひだか漁業協同組合からの申請につきまして、該当しますか。

各委員 (該当しません声)

議長 次、日海共第19号、20号、39号、40号のひだか漁業協同組合からの申請につきまして、該当しますか。

各委員 (該当しません声)

議長 それでは最後になりますが、日海共第42号、えりも漁業協同組合、日高中央漁業協同組合及びひだか漁業協同組合からの共同申請につきまして、該当しますか。

各委員 (該当しません声)

議長 以上で第8次共同漁業権の申請に係る審議を終えますが、第1号議案につきましては、いずれの申請も第72条の適格性があり、かつ、第71条第1項の免許しない場合に該当しないと、知事に答申してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定し、知事に答申することと致します。次に議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について振興局から説明願います。

松枝係長 日高振興局水産課漁業管理係長の松枝です。私から議事(2)知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご説明いたします。

資料2-1、かにかご漁業に係る、道からの諮問文をご覧ください。

漁業法第58条において読み替え準用する法第42条第3項に基づき、知事は緊急を要する特別の事情がない場合、制限措置の内容及び申請すべき期間を定める場合、海区委員会の意見を聞くこととされていることから、今回かにかご漁業(けがに)に関して諮問が行われたものでございます。

当管内におきましては、日高東部沖合海域と日高西部沖合海域の2海域がございまして、順に説明します。

まず、日高東部沖合海域についてですが、2ページをご覧ください。

制限措置の内容を左側から説明いたします。

(1) 漁業種類はかにかご漁業(けがに)、(2) 操業区域は日高東部沖合海域、(3) 漁業時期は12月5日から翌年2月22日まで、(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は26隻、(5) 船舶の総トン数、10トン未満、(6) 漁業を営む者の資格は、日高振興局管内に住所を有する者となっております。

また、申請すべき期間は、令和5年9月20日から10月19日までの、1ヵ月を下らない期間としております。

備考欄におきましては、許可有効期間が令和5年12月1日から令和6年11月30日までとすること、起業の認可有効期間は、令和6年5月31日までとなり、認可有効期間内に行われた許可有効期間が、当初許可と同じ令和6年11月30日までとなること。

制限条件といたしまして、漁獲物の陸揚港指定、検量義務、許容量達成時の操業停止、かご数、脱皮直後個体の海中還元義務、かごの目合い制限、敷設漁具への船名及び許可番号表示と、知事命令遵守事項が記載されております。

続きまして、日高西部海域についてですが、3ページをご覧ください。

同様に、左側から説明させていただきます。

1番、漁業種類はかにかご漁業（けがに）、2番、操業区域は日高西部沖合海域、3番、漁業時期は1月15日から3月29日まで、4番、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は37隻、5番、船舶の総トン数、10トン未満、6番、漁業を営む者の資格は日高振興局管内に住所を有する者となっております。

また、申請すべき期間は、令和5年10月18日から11月17日までであり、東部海域と同様1ヵ月を下らない期間としております。

備考欄には、許可有効期間が令和6年1月1日から12月31日までとすること、起業の認可有効期間は令和6年6月30日までで、認可有効期間内に行われた許可有効期間が、当初許可と同じ令和6年12月31日までとなることのほか、東部海域と同じ内容の許可条件が記載されております。

なお、本漁業許可につきましては、毎年実施している資源量調査や地元意見を基に許容漁獲量等を決めて操業しているところであり、資源評価で、著しい資源の低下が見られるなどの理由から、関係漁業者と調整のうえ、今年度の漁業形態を検討し、本諮問の内容と異なる結果となった場合は、再度の諮問等がありうる事を、申し添えます。

続きまして、資料2-2、いか釣り漁業（北海道沖合海域、道外者）に係る制限措置の内容及び申請期間についての諮問文となります。

なお、いか釣り漁業に関しましては、3月16日開催の第11回委員会におきまして、道内者及び道外者ともに諮問され、原案通り答申を受けており、既に漁業時期に入っているところでありますが、今回は、道がやむを得ないと認め、道外者の追加を1件のみ行うものとなっております。

前回説明内容は省略し、今回の1件に特化した部分のみ説明させていただきます。

2ページ制限措置等について、左側から説明いたします。

(1) 漁業種類はいか釣り漁業、(2) 操業区域と(3) 漁業時期は、3ページとなります。

上段、操業区域の6は、道南太平洋海域です。

下段には、操業海域毎の漁業時期を示しており、2の道南太平洋海域は、茂津多岬突端から真方位297度以南の日本海と、納沙布岬以南の調整規則ライン以西の太平洋で、噴火湾を除く海域とされており、漁業時期は、毎年6月1日から翌年1月31日まで、としています。

2ページに戻っていただきまして、(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻、(5) 船舶の総トン数、30トン未満、(6) 漁業を営む者の資格は、青森県に住所を有し、操業区域に面する道内港に所在する漁協から陸揚げ同意を得て

いる者、となっております。

申請すべき期間は、令和5年8月28日から9月6日までの、短縮された期間が設定されています。

備考欄1と2の、許可及び起業認可の開始日が、前回では6月1日であったのに対し、今回は許可日からとなっております。備考欄のその他の変更はありません。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま、知事許可に係る制限措置の説明がありました。これに対するご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

議長 無ければ、議案第2号について、適当と認めてよろしいですか。

委員一同 はい。

議長 異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。

続きまして、議案第3号日高海区漁場計画第15次定置漁業権振興局最終案につきまして、振興局から説明願います。

松枝係長

日高振興局水産課漁業管理係長の松枝です。

私から議事(3)日高海区漁場計画(第15次定置知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご説明いたします。

資料3-1諮問文となっております。

日高振興局長から会長あて、振興局で作成しました最終案について諮問する内容となっております。

6月の前回委員会での、素案に関する諮問、回答を受けまして、水産林務部との協議を行って参りました。

お手元の資料3-2をご覧ください。

浦さけ定第5号及び6号について、水産林務部から素案に対して、引き続き、渡島、胆振海区に対して、漁業調整上の支障が今後発生しないよう、春定置の設定についてあらかじめ説明することという回答がありました。

他の漁場につきましては、素案内容について全て支障無しとなりました。

振興局では浦さけ定5、6号について、7月18日付け事務連絡により、渡島及び胆振総合振興局産業振興部水産課へ、当該定置漁業権の設定について説明し、各管内関係者に対しての説明を依頼致しました。

その後、令和5年8月8日付けで胆振から、8月15日付けにより渡島から、各総合振興局管内関係者へ説明した結果として、①すけとうだら資源の管理は現在の自主協定の枠組みの中で資源利用を行い、その他魚種の資源利用について資源管理方針を遵守し適切に取り組むこと。

2番、春定置の採算性が見込まれ、旧来の定置が復活することで漁家経営の安定に繋がること。

以上のことから、胆振及び渡島管内では、当該定置漁業権の設定について、内容を承知した旨報告がありました。

振興局としては、これらの結果から、予め説明することとの、水産林務部回答に対応したものと考えているところでございます。その他の漁場計画につきましては、三石地区と新冠地区の素案において、漁場番号に空き番が生じておりましたものを連番としたほか、素案との変更ありませんので、後ほどご確

認下さい。  
定置漁業権最終案の説明につきましては、以上となります。

議長

松枝係長から説明が終わりました。  
素案協議における整理事項と致しまして浦さけ定第5号と第6号の秋季漁期の設定に関する渡島胆振管内への説明につきましては日高振興局から、渡島胆振振興局を通じてそれぞれ説明し承認されたという趣旨で説明されました。  
このことにつきましては、本日14時から開催しました漁業権切替小委員会において審議しておりますが、ただいま説明のあった振興局最終案の内容のとおりに取り進めることで、最終的にまとまったところがございます。  
振興局最終案の内容につきましては、ご意見、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

議長

ご質問等が無ければ、議案第3号につきましては、特段支障ない旨を振興局に回答してよろしいですか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは、そのように回答いたします。  
続きまして、議案第4号日高海区漁業調整委員会公聴会の開催について事務局より説明願います。

事務局長

それでは、議案第4号日高海区漁業調整委員会公聴会の開催について説明させていただきます。  
資料4をご覧願います。  
まず、第15次定置漁業権の切替えに係る今後のスケジュールについて、資料の上から簡単にご説明致します。  
まず、議案3号でご審議いただきました、第15次定置漁業権に係る振興局最終案につきましては、8月中旬中に速やかに振興局から本庁へ提出します。  
下旬中には、本庁において原案として策定され、9月一杯、漁業法の規定により広く利害関係人から意見を聴取するため、道庁ホームページにおいて公表され、意見聴取の結果等を踏まえ、10月上旬中に漁場計画案として策定し、当海区委員会へ諮問される予定となっております。  
諮問後は、公聴会と漁場計画案の答申に係る委員会を経まして、10月31日までに漁場計画を公示し、その後、11月から1月にかけて免許申請の受付、免許申請に係る諮問、答申などの法手続きを経まして、2月1日の免許を予定しております。  
なお、漁場計画の公示につきましては、資料中頃に、黒枠で強調していますが、法の手続き上、免許予定日は公示から三月を経過した日以後でなければならないことから、2月1日の免許にあたっては、10月31日までに公示をしなければならないこととなります。  
以上の全体スケジュールを踏まえますと、議題としております公聴会につきましては、資料の赤枠で示しておりますとおり、10月の中旬あたりで実施し、下旬には海区委員会を開催し漁場計画案に対する答申を行わなければならないといったスケジュールとなります。  
続きまして関係法令でございますが、資料2ページ目をお開き願います。  
漁業法を抜粋したものですが、資料下ほどの下線部になります

が、第64条第4項で知事は、海区漁場計画案を作成したときは、海区委員会の意見を聴かなければならないとしており、次の第5項では、海区委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ公聴会を開き、漁業を営む者などの利害関係人の意見を聴かなければならないと法規定されております。

また、次のページをお願いします。

3ページ目でございます、当委員会の公聴会規程になりますが、第2条におきまして、公聴会を開こうとする場合には、あらかじめ、決議をしなければならないことが規定されております。

このため、本日の委員会におきまして、漁場計画案に係る諮問はまだ来ておりませんが、10月上旬の諮問があったのちに、速やかに公聴会を開催し、円滑に漁業権が免許できるよう、本日の委員会で10月中旬に公聴会を開催することについて、あらかじめ、決議しておくものです。

また、開催時期と開催場所につきまして、まず、参考としまして、5ページ目をご確認願います。

5年前の第14次定置漁業権の切替えの際の公聴会の開催状況になりますが、資料の最終ページをご覧ください。

ご覧になれますとおり、前は12月10日、11日の2日間、各日終日、10カ所で開催しております。

今回につきましては、先ほど説明しましたとおり、公聴会の開催が10月中旬となり、定置漁業の盛漁期に重なることとなりますので、前は、旧支所単位で行ったところですが、公聴会が定置漁業者を中心に参集することとなりますし、また、定置漁業に関係される委員も多いことから、今回の公聴会の開催時期と場所につきましては、利害関係人である定置漁業者や関係委員の出席しやすい時間帯を考慮して、例えば、現組合単位の3カ所、あるいはえりも地区は以東、以西で分けるなどを含め、開催場所を集約の上、いずれも午後に開催するなど関係漁協と調整し、最終的には大澤会長の一任により行程を決定させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

ただいまの説明では、切替えのスケジュールを踏まえて、公聴会を10月中旬に開催する旨、本日決議しておきたいという内容でございます。

また、具体的な日程や場所などについては、定置漁業の盛漁期に当たることから、今後、関係漁業者や関係委員の参集等を考慮しながら、関係組合と協議の上、会長一任により決定していきたいということですが、

このことについて、ご意見、ご質問はありますか。

各委員

ありません。

議長

無ければ、そのように決定いたします。

各委員におかれましては、ご多忙のところ関係地区の公聴会に出席いただくこととなりますが、よろしくお願いいたします。

また、事務局にあっては、できるだけ早期に各委員に対し日程等を示せるよう、すみやかに組合と協議を進めてください。

それでは、本日の議案事項は以上になりますので、報告事項に移ります。

報告事項1、北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について、事務局から説明してください。

事務局長

報告事項1、北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について

て、ご説明いたします。

資料は、報告事項（１）になります。

第２２期第１０回の連合海区委員会が、６月２６日に札幌市で開催され、大澤会長と私が出席しております。

会議の内容は、１ページ目の会議次第のとおり議案事項３件、報告事項が２件となっておりますが、議案事項はいずれも承認されておりますが、特に関係します令和５年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針につきまして、定置の対話集会などで、既にご存じの委員もおられるかと思いますが、あらためまして概要を説明いたします。

まず、今年の秋さけの資源状況でございます。資料３ページ目、令和５年の秋サケの資源状況についてでございます。

これは、さけます内面水産試験場で発表した資料となっております。

資料の後半に、令和４年の北海道への秋さけ来遊の特徴について記載がございますが、一点目、令和４年の全道の秋サケ来遊数は、３千３４７万尾、前年比１８０％、大幅に増加し、７年ぶりに３千万尾を超えたとのことであります。

予測に対する来遊実績の値につきましては、全道で１６３％で大きく上回っております。

二点目、年齢別来遊数では、４年魚が平成以降の平均値並みとなる一方、５年魚は平成以降２番目に少ない値となり、３年魚は平成以降最も高い値とのことです。

三点目の時期別では、中後期の来遊が大幅に増加し、いずれも前年比で２００％を超えているところでございます。

四点目の平均目周りでは、近年最も小型であった平成３０年の３．０４キロをさらに下回る２．８３キロとのことでした。

ページをめくっていただき、各海区への来遊状況になりますが、一点目、令和４年の海区ごとの来遊数は、各海区とも前年を上回る来遊であったとのことですが、根室、えりも以東、以西海区では、依然として低水準の来遊であったということでございます。

続きまして、５ページ目、下の表をご覧ください。

来遊数の今年の予測値ですが、表の中頃になりますが、えりも以東の西部で、前年比１１２．７％、えりも以西の日高で、前年比９４．８％、全道の総計では、一番下の数字のとおり、前年比１０４％となっております。

７ページ目をお願いします。

令和５年サケの推定遡上数期別でございます。

表の左から、海域、地区、推定遡上数、放流計画における捕獲計画数、捕獲計画数に対する過不足の順で記載がありますが、えりも以東の西部地区では、中期と後期で捕獲計画に対して三角が付き親魚不足が予測され、えりも以西日高地区では、後期で同じく親魚不足が予測されておりますが、いずれの地区でも全期間を通じると、不足は生じないといった予測となっております。

続きまして、資料９ページ目をご覧ください。

令和５年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針案でございます。

これにつきましては、昨年と内容の変更はございませんが、第１の秋さけの親魚確保対策の推進の中ほど、２の親魚の確保の（２）につきましては、親魚確保措置について振興局から要請があった場合には、網揚げ等による自主規制措置を講ずることが謳われており、この場合においては、海区委員会を開催し協議するのが基本ではありますが、開催できないような緊急を要する場合には、例年のとおり、正副会長に一任願いたく、後ほどご了承をお願いしたいと存じます。

なお、本実施方針は、当連合海区委員会の承認を受けた６月２

6日付けで、決定、施行されております。  
以上で、報告事項（1）の説明を終わります。

議長

報告が終わりましたが、質問を受ける前に、  
あらためて内容を確認いたします。  
先ほど事務局から説明がありました、親魚の確保に係る自主  
規制・遵守指導の決定などは、海区委員会を開催し、協議する  
のが基本となりますが、委員会を開催できないような緊急を要  
する場合には、正副会長に一任いただきたいと思います、  
よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし

議長

ありがとうございます。  
それでは、ただいまの報告に関し、ご質問はございませんか。

各委員

ありません。

議長

それでは、報告事項2、秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査  
結果報告」につきまして、振興局より説明願います。

松枝係長

振興局水産課漁業管理係長の松枝です。  
報告事項（2）とした資料をご覧願います。  
秋さけ資源有効利用調査の結果について上段下段に分けられ  
ております。  
上段令和4年度捕獲廃止河川における秋さけ資源有効利用調  
査の結果について説明させていただきます。  
当調査は、親魚捕獲廃止河川となった元浦川、様似川及びニ  
カンベツ川の3河川における秋さけ資源の有効利用を目的にし  
まして、平成8年度から継続実施しており、令和元年度から令  
和5年度までの5年間の調査実施令和元年7月30日の日高海  
区委員会において承認をいただいているところです。  
令和4年度の調査結果につきましては、元浦川での採捕金額  
を除き、3河川において数量、金額ともに、過去5年平均を  
下回る結果となりました。  
8月に来遊した秋さけの資源組成を把握するための来遊状況  
調査については、各河川20尾を目安に計60尾の耳石調査を  
行いまして、日高管内河川の標識魚12尾を確認しました。  
結果詳細につきましては、報告事項（2）-1を後ほどご覧  
ください。  
続いて、令和4年度秋さけ資源の小型小定置網による有効利  
用検討調査の結果についてご説明致します。  
本調査につきましては、捕獲計画を大きく超過して回帰する  
静内川の秋さけ資源について、小定置により来遊状況調査を実  
施しまして、資源の新たな利用方法を検討することを目的に、  
平成21年度から継続実施しており、先ほど同様、第21期第  
17回日高海区漁業調整委員会において、令和元年度から令和  
5年度までの5年間の調査実施について承認をいただいたと  
ころです。  
令和4年度の調査結果については、数量、金額ともに、前年  
度の結果を上回るものの、過去5年平均を下回る結果となり  
ました。  
来遊状況調査については、計30尾について耳石の調査を行  
い、静内川の標識魚11尾を確認しました。  
その他は遊楽部川1尾の採捕がございました。  
詳細につきましては、報告事項（2）-2を後ほどご覧くだ

さい。  
報告は以上になります。

議長 ただいまの報告に関してご質問はございませんか。

各委員 ありません。

議長 それでは、本日予定していました議題は以上ですが、皆さんから何かございませんか。

各委員 ありません。

議長 事務局から連絡事項をお願いします。

事務局長 次回の委員会の予定につきましてご連絡します。  
さきほどの公聴会関係のご説明と重なりますが、10月上旬に道から諮問がくる見込みですので、10月中旬に公聴会、下旬で委員会を開催したいと考えております。  
公聴会の日程、動員につきましては、会長からありましたとおり、今後関係組合と十分協議をさせてもらいながら、できる限り早期に固め、各委員にお示していきたいと考えておりますので、宜しく願いいたします。  
事務局からは以上です。

議長 それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。  
お疲れ様でした。

《 閉 会 》